

八幡平市空家等管理サービス事業者登録制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が空家等の管理サービスを行う事業者を登録し、空家等の所有者又は管理者に登録情報を提供することにより、空家等の適正管理を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「空家等」とは、市内に所在する建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木及び当該土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。

(サービスの種類)

第3条 空家等を管理するサービス（以下「サービス」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 空家等の内外の点検
- (2) 空家等の換気及び通水
- (3) 空家等の敷地内の除草又は樹木の^{せん}剪定
- (4) 空家等の小修繕
- (5) 空家等の家財の処分
- (6) その他空家等の適切な管理に関すること。

(登録することができる事業者)

第4条 登録することができる事業者は、次のいずれにも該当する法人又は団体とする。

- (1) 市内に本店、支店、営業所、事業所及び事務所を有していること。
- (2) 前条各号に掲げるサービスのうち、1以上のサービスを行うこと。
- (3) 法令、条例等の規定により許可、認可、届出等（以下「許可等」という。）を必要とするサービスにあつては、当該許可等があること。
- (4) 市税を滞納していないこと。

(登録の申請)

第5条 登録を受けようとする事業者は、八幡平市空家等管理サービス事業者登録申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 事業者の定款等の写し
- (2) 提供するサービスの内容及び料金を示した書類
- (3) 誓約書兼同意書（様式第2号）
- (4) 市税の滞納がないことを証する書類
- (5) 許可等を必要とするサービスにあつては、当該許可等があることを証する書類の写し
- (6) その他市長が必要と認める書類

(登録内容の変更及び廃止)

第6条 登録の決定を受けた事業者（以下「登録事業者」という。）は、第5条の規定によ

り申請した内容に変更が生じたとき、又はサービスを廃止するときは、速やかに八幡平市空家等管理サービス事業者登録変更（廃止）届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（登録の取消し）

第7条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を取り消すことができる。

- （1） 第4条に規定する要件に該当しなくなったとき。
- （2） サービスの提供に当たり政治活動、宗教活動又は公益を害する活動をしたとき。
- （3） 登録内容に虚偽があったとき。
- （4） 誓約事項に違反したとき。
- （5） その他市長が適当でないと認めたとき。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、平成30年8月24日から施行する。